

## は し が き

民事信託は、信託法制が民法や会社法、税法等と複雑に絡む難しい分野です。その民事信託がここに来て大きく取り上げられ、平成18年法律第108号による信託法施行以来、法制度の解説、事例紹介やマニュアル、書式等を収録した書籍が多く出版されてきています。そのような中、多種多様な事例に対応できるとして活用が始まったこの法制度の実務の中で、さまざまな具体的な問題点も浮き彫りになってきています。

本書は、このような問題点を明らかにし、民事信託が正しい方向で利用されるよう、それぞれの専門的知識を有する執筆者らが、その問題点にも触れ、わかりやすく解説したものです。

現在、民事信託の実務で中心的な役割を果たしている「親なき後問題」「事業承継」「死後事務」などの各分野において、法律専門家による信託活用に向けての創意工夫と創造力が求められています。信託法2条にある「財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために」とは、「受益者のために」と解釈すべきであろうと考えます。

そこで、このたび、「民事信託制度の適正な活用・普及」をめざし、民事信託の具体的な事例を中心にした実践的手引書の出版の機会をいただきました。本書では、成年後見制度を補完して活用する福祉型信託から、商事信託を活用した高齢者の財産管理についてなど、多岐にわたる事例を取り上げ、また、実際に信託の効力が発生した後の実務の留意点や税務、そして信託終了後の実務について触れています。

民事信託業務は、法務、税務、福祉・医療という具合に、広範な知識を必要としますが、特に成年後見制度と税務の知識なくして、信託を創造できるものではありません。もちろん、本書では、信託税務についても、司法書士等の法律専門家が基本知識を会得していただけるよう、税理士がわかりやすく解説しています。

民事信託の基本となる要素、さらには、一般社団法人民事信託推進センタ

はしがき

一の中心的な役割を果たしている司法書士が当然知るべき信託登記実務の基本については、ほとんど網羅されているのではないのでしょうか。

読者の皆様に、本書で取り上げた事例に即した実務の実践的な解説等を参考にしていただければ幸いです。

最後になりましたが、本書の発行にあたり、多忙を極める中、各担当部分の執筆はもとより、構成の検討等に多大な助言・尽力をいただいた担当者、そして、本書の出版をお引き受けいただいた株式会社民事法研究会に心より御礼を申し上げます。

平成28年6月

一般社団法人民事信託推進センター理事長 山崎 芳乃

# 第1章 民事信託実務の 基礎知識と実務指針

- I 民事信託実務の基礎知識
  - II 民事信託を実務で有効に活用するために
  - III 民事信託の正しい活用
  - IV 民事信託に関する税法・通達の基礎知識
-

# I 民事信託実務の基礎知識

## 1 民事信託は創造する制度

民事信託は、家族信託（家族のための信託）に代表されるように、これを利用する人が自由な発想で財産の管理や処分（承継）のしくみを組み立てる法制度である。

商品化された信託の中から選択するしくみの一部の「商事信託」とは異なり、民事信託は、これを必要な人が自ら創造し活用する制度である。

民事信託にあっては、これを法が認める枠組み（基本ルール）の中で、目的に従って機能するように創造すること（「企画」と「制作」すること）が最も重要であり、最初に、信託の機能を考え信託行為という形にすることに最大の力を傾注しなければならない。筆者は、この信託を企画・制作する者を「信託創造者」と呼んでいるが、この信託創造者が、信託が目的に従って機能するための努力を怠れば、信託は初期の段階であるいは途中で頓挫してしまう。

民事信託は、そこに信託商品という箱があり、その箱にクライアントの要望を詰め込めばよいというものではない。一つひとつ品定めをし、それが必要なパーツか、組み立て順序は間違いないか、漏れているパーツはないかなどをしっかりと確認して、それを世に出すのである。もちろん、検査検認者が必要な信託も少なくない。

ここでは、誰でも利用できる家族のための信託（Family trust）や個人信託（Personal trust）を中心とした民事信託実務の解説・紹介をする。

《キーワード》 信託行為

信託を設定する法律行為を、「信託行為」という。信託法が定める信

託行為は、「信託契約」「遺言（遺言信託）」「自己信託」の三つの行為である（同法3条・2条2項）。これらの信託行為については、それぞれの法律行為の内容が異なり、また効力の発生についても違いがある。

- ① 信託契約 委託者と受託者との契約の締結によって信託が設定される形態の信託である。信託法は、信託契約について特別の方式や書式等を定めてはいない。
- ② 遺言信託 委託者、すなわち遺言者の遺言を通じて信託を設定する形態の信託である。遺言であり、委託者の単独行為によって行われる要式行為であるが、信託法上はその方式等の定めはない。
- ③ 自己信託 いわゆる「信託宣言」であり、委託者の単独行為で信託が設定される。

## 2 民事信託は財産管理・承継制度

民事信託は、信頼できる人に財産の名義を移して当該財産の管理や活用、そして処分を託す制度である。

信託創造者が、信託設定者など信託関係人に信託を説明するにあっては、まず、信託とは何か、その定義を説明する必要がある。筆者が信託関係人に説明する信託の定義は、次のとおりである。もちろん、自己信託の場合は別である。

「信託」とは、委託者が、自分が有する一定の財産（信託財産）を別扱いとして、信頼できる受託者に託して名義を移し、この受託者において、その財産を委託者が定めた一定の目的（信託の目的）に従って管理・活用・処分し、その中で託された財産や運用益を受益者に給付しあるいは財産そのものを引き渡し、その目的を達成する法制度である。

筆者が日常業務で取り扱う信託は、その多くは家族型の民事信託である。この家族型の民事信託は、判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度を

補完しあるいは一部これに代わるしくみ（「後見的な財産管理」）として、また一般に利用されている遺言や相続、あるいは贈与という法律制度によらないで相続財産等（信託を利用すれば、委託者の財産ではなくなる。したがって、その財産は相続財産でもなくなる）を円滑に承継するしくみ（「遺産承継（家産承継）」）として活用されている。敷衍すれば、本人やその家族の安定した生活と福祉を確保するため財産を「守る（管理する）」ためと「活かす（活用する）」ための制度として、また多くは大事な財産をしっかりと大切な人や後継者に「遺す（遺贈・承継する）」ための財産承継の制度として利用されているのである。

《キーワード》 信託関係人

信託における「当事者」は、基本は委託者（遺言者）、受託者および受益者であり、さらに福祉型信託を支える「受益者保護関係人」として、信託監督人、受益者代理人や信託管理人が登場する。また、信託事務処理代行者（信託法28条）、受益者指定権者や指図権者が指定されることもある。

- ① 委託者 信託を設定する者
- ② 受託者 信託財産の管理など信託事務を担う者
- ③ 受益者 信託の利益を受ける権利を有する者
- ④ 信託監督人 受益者のため受託者を監視・監督する者
- ⑤ 受益者代理人 受益者のための権利を代理行使する者
- ⑥ 信託事務処理代行者 受託者から事務処理を委託された者

信託制度は、その機能を実務的にみると、この財産を「守る（管理する）」「活かす（活用する）」そして「遺す（承継・帰属させる）」という機能を一つの法的しくみで実現できるほか、民法の考え方では構成できない法律構成もできるなど、奥が深い法制度なのである。まずは、信託の、財産の管理・承

継制度の実務的機能について、理解することが必要である。

しかし、信託制度は、後見的な財産管理機能を有するといっても、あくまでも財産の管理制度である（信託法2条1項）。そこには、成年後見制度の身上監護を全面的に持ち込むことはできない。受託者に身上監護の義務を負わせたり、全面的に身上配慮義務を持ち込むことはできないと考えるべきである。それは、信託契約ではなく、いわゆる後見契約になってしまうからである。この後見契約を内包する信託契約（混合契約）がなぜ適切でないのか、これを理解していない専門職が多いことに驚くことがある。<sup>1</sup>

### 3 民事信託は利用者の思いや考えを満たすことができる広遠な制度

信託は、財産を有する人の達成したい目的により、特定の財産の管理や活用、そして財産の承継等について、さまざまな選択肢があり、組み立てるスキームも多種多様である。

特に、民事信託においては、保護を必要とする高齢の配偶者や障害をもつ子のために信託のもつ機能を利用したいときには、それを実現できる信託のしくみや組立て方は一つに限らないということである。たとえば、知的障害をもつ子の生活や福祉を生涯にわたって確保するには、一般的には成年後見制度を利用することになるが、この信託制度では、信託法の定める三つの信託行為のいずれかを選択し、しかも本人に最もふさわしいスキームを構築して長期にわたって支援することもできるのである。

信託法で認められている設定行為（「信託行為」という）は、契約、遺言それに自己信託である。この三つの制度の中から最も適した信託行為を選択することになるが、達成したい信託の目的に合致すれば、どれでも選べるのである。しかし、それぞれ特徴があるので、事例によっては選択肢が狭まる可能性がある。

---

1 遠藤英嗣「『何でもありの民事信託の活用』の相談に答える」信託フォーラム4号119頁以下。

一般的な財産の給付方法は、贈与やあるいは扶養義務の履行ということになり、また残余財産の遺し方も、相続や遺言、その他の遺贈など法のしくみによることになる。しかし、信託制度を使えば、そのような法制度を使わずに一つの制度で達成することができる。このように、信託は、選択できるスキームには無限の広がりがあり、そのうえ、財産承継機能（財産を「遺す」という機能）に限っていえば、複雑なしくみではなく、単に信託設定行為（信託行為）の信託条項の中で「残余財産の帰属（給付先）」を指定すればよいのである。

しかし、この制度の特徴は、それだけではない。受益者を支援するスキームは成年後見制度のように限定されておらず、さまざまな構図を自由に描くことができ、さらに他の制度を取り込みあるいは併用することもできるうえに他の法制度の中で、この信託を使うこともできるのである。

#### 《キーワード》 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障害その他精神上の障害により判断能力が不十分な人のために、成年後見人等が、本人を代理して必要な契約を締結し、あるいは本人が締結した不要な契約等を取り消し、さらには財産の管理をして、その支援や手配を行う制度である。

この制度は、信託と同様に財産管理制度ではあるが、さらに本人の身上監護（生活や療養看護）にもかかわりをもつので、役割は信託とは同一ではない。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があり、法定後見制度は、判断能力が不十分になった者について、後見等開始の審判の申立てにより、家庭裁判所が、本人を保護する者を選任する制度であり、一方、任意後見制度は、判断能力が十分なうちに、信頼できる者を自ら選び、必要な事務を任意後見契約によって委任するとともに代理権を与えておく制度である。

《キーワード》 信託の成年後見制度との併用

家族型の信託を活用するうえで、成年後見制度は無視することはできない。いかなる時も、可能であれば成年後見制度の一つである任意後見制度との併用を考える必要がある。

## 4 民事信託の基本的構造（しくみ）

民事信託の基本的な構造となっている四つのしくみ（法的しくみ）を紹介する。

### (1) 財産の現実的提供と移転があること

信託にあっては、委託者がその有する一定の財産を提供（供出）する必要がある。それは、信託の設定時かというところではなく、理論的には信託の終了時までに出せばよい。マイケル・ジャクソンの生前信託<sup>2</sup>のように、設定時に信託財産はなかったが（未払込み信託（unfunded））、遺言に定める払込み条項により、委託者の死亡時に信託財産に遺産が払い込まれて、信託の信託財産が特定され、供出が完成するものもある。ただし、わが国の信託法制において、自己信託の場合に未確定の信託財産について注ぎ込み条項付きの信託を設定できるかどうかについては、問題は残っている。筆者は、自己信託<sup>3</sup>にあっては、かかるしくみの信託設定はできないと考えている。

一般的な信託の場合は、信託設定時に、特定された委託者の財産が供出され、それによって信託が始まるのである。

そして、信託最大の特徴ともいえる、財産の受託者への移転が行われるの

2 About.com ウェブサイト「Information About Michael Jackson's Estate & Family Trust」〈<http://wills.about.com/od/michaeljackson/qt/What-Does-the-Michael-Jackson-Family-Trust-Say.ht>〉（平成28年4月22日閲覧。以下同様）など参照。

3 遠藤英嗣『新版 新しい家族信託』341頁、能見善久＝道垣内弘人編『信託法セミナー1』100頁。

である。しかし、それはあくまでも形式上である<sup>4</sup>。この点は、後述する（本章Ⅱ3(2)参照）。

ところで、本来、信託とは、信託設定により信託財産は受託者名義となり、移転されるのが基本である。しかし、信託法は、自己信託という制度を設けて、信託の基本構造を変えてしまったのである。信託法の定めは、信託とは、同法3条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（もっぱらその者の利益を図る目的を除く）に従い財産の管理または処分およびその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう（同法2条1項）。そこには、信託財産が委託者から受託者に移転するという文言はなく、いささか信託を理解するのにわかりにくい言い回しとなっている。

しかし、自己信託以外の民事信託を活用する場合、信託創造者としては、その基本が、信託財産の名義は受託者に移転するということをしっかり理解し、このことを関係者に説明する必要がある。

## (2) 財産の管理・運用は受託者に委ねられていること

信託財産を管理・運用する受託者の義務は法定され、よりに厳格に、あるいは緩やかにもできる。信託財産は、上記のように、信託の設定により受託者が名義人となりこれを保有し、管理・運用し、そして処分するので、受託者の責任は重大である。

しかも、受託者の権限は絶対的であり、また排他的である。したがって、そこには権限濫用という、当事者が望まない影が潜んでいる。そこで、信託法は、この権限濫用行為を制止・抑制するため、受託者にはさまざまな義務を課している。

基本的義務の信託事務遂行義務、善管注意義務をはじめ、次に掲げるような多種多様の義務を課しているのである<sup>5</sup>。主なものをあげれば、信託事務遂行義務、自己執行義務、善管注意義務、忠実義務、公平義務、分別管理義務、帳簿等作成義務・情報提供義務などである。

---

4 新井誠『信託法〔第4版〕』339頁。

5 遠藤・前掲（注3）209頁。

しかし、信託法では、専門職でない親族等が受託者に就任することを容易にするため、この義務を一部緩和することもできるようにしてある。受託者の義務の任意規定化（デフォルト・ルール）である。<sup>6</sup> 信託法は、この義務の相当部分を任意規定とし、また自己執行義務のように大幅に緩和され実質的に廃止されたものもある。しかし、家族型の信託を考える場合は、何もかもデフォルト・ルールとする<sup>7</sup>ことはできないと考えるべきである。

### (3) 受益者を護る制度が確立されていること

信託にあっては、受益者を護ることが重要であり、受益者の存在が無視され受益者保護が全くなされていない信託は、民事信託と呼ぶべきではない。したがって、民事信託のスキームを考えるにあたっては、原則として、信託監督人が受益者代理人の選任規定をおくべきである。これがない民事信託は実務家として手を出さないという考えはもってほしい。信託は、あくまでも受益者のための法制度と考えるべきだからである。

信託制度は、信託開始により受ける利益の主体のみならず、受託者を監督する権限の主体が受益者に移転する。そこで、受益者の権利を確実に保護する必要がある。このため、受益者による受託者に対する監督権をはじめ、受益者の権利・義務に関する明確な規律が定められており、これらの権利は奪うことはできない（信託法92条）。

### (4) 受益者は受益権という権利を取得すること

信託法にいう「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対して負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（受益債権）およびこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利とされている（同法2条7項）。この規定は、読み込むのが難しいが、一般には、受益者の有する権利としては、①自益権である経済的利益を享受する権利として、「信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に

6 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』26頁。

7 新井・前掲（注4）254頁。

係る給付をすべきものに係る債権」である「受益債権」と、②公益権として、「これを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利」、すなわち自益権を守るための監督的な権利を有するといわれている。

この受益者の権利について、信託法は詳細な規定を設けている。

そのうえ、信託法は、受益者保護の観点から受益者の権利の実効性を確保する制度として、信託管理人、信託監督人、受益者代理人の制度を設けている。民事信託で登場するのは、主に信託監督人、受益者代理人であり、信託行為の中で、これらの者を登場させ、受益者を保護するしくみを組み立てている。

「信託監督人」は、主として信託財産が高額で信託事務処理に不適切な処理が許されない場合や、あるいは受託者の能力からみて監視・監督者が必要な場合に受託者に対する監視・監督者として選任するものである。

「受益者代理人」は、その名のとおり受益者の代理人である。受益者にとっては、信託という制度の中で複雑な意思表示を要する事項につき本人を代理するものである。ただし、実務的にみると、受託者にとっては、監督者であるが、信託を快く思っていない受益者がいる場合には、受益者側には立つものの、信託の目的達成のため公平公正な立場から信託事務を円滑に処理するうえでの受託者の理解者にもなりうる者である。

## 5 民事信託を知る

### (1) 民事信託の概念

民事信託とは何か、さまざまな議論がなされ、定義づけがなされている。対立する概念は、商事信託である。従来、営業信託は商事信託、非営業信託は民事信託と称されてきた。<sup>8</sup>

筆者は、さまざまな学説や説明の中で、「民事信託は、主として家族・親

---

8 四宮和夫『信託法〔新版〕』45頁、中野正俊『信託法講義』27頁。

族間の財産移転方法であり、信託目的の基本がギフト型（gift—贈与）である。商事信託は、一般に商事的な取引の手段として用いられる、ディール型（deal—取引）である」<sup>9</sup>との説明がわかりやすいと考えている。

そこで、セミナー等で、民事信託と商事信託の区別を質問された場合には、実務的にはなるが、冒頭に説明したように、民事信託は、家族のための信託に代表されるように、これを利用する者が自由な発想で財産の管理や処分のしくみを組める法制度であり、一方、商事信託は、信託が商品化された中からこれを選択するしくみのもので、これを必要な人が自由に創造し活用する制度ではないものと説明している。もちろん、商事信託の中には、かなり自由に選択できるものもあるが、商品の枠は広遠ではない。

## (2) 実務で登場する民事信託

実務で活用されている民事信託の主なものは、①家族型の民事信託、②地域再生型の民事信託、③公益のための民事信託、④その他の民事信託に分類されよう。

家族型の民事信託は、家族のための信託であり、福祉型信託に代表される。この家族のための民事信託は、筆者は、「家族信託」と呼んでいる。この家族信託は、さまざまな目的に使われている。

地域再生型の民事信託は、㉞街づくり再生信託、㉟農地再生型信託、㊱災害地復興のための信託などである。

なお、筆者が最近信託の設定（制作）に取りかかっている「空き家問題解決の信託契約」は、家族型の信託ではあるが、その実は地域再生型の信託ともいえるものであろう。公益のための民事信託は、かつて著書で紹介した「社会貢献型裁量信託」や「公益活動支援目的自己信託」<sup>10</sup>がこれにあたりと考えている。

その他の民事信託としては、いわゆる「ペットのための家族信託」や「墓所管理信託」などが考えられよう。

9 樋口範雄『入門 信託と信託法〔第2版〕』103頁。

10 遠藤・前掲（注3）323頁・408頁・585頁。

これら実務で登場する民事信託の一部についての詳細は、本書第3章I～IVで紹介している。

《キーワード》 民事信託

民事信託とは、典型的には、私人が、自己の死亡や適正な判断力の喪失等の事態に備えて、契約または遺言による信託の設定をもって、自己の財産につき生存中または死亡後の管理・承継を図ろうとする場合などを想定している。このような信託の利用は、自分自身、配偶者その他の親族の生活保障あるいは有能な後継者の確保による家業の維持等の目的を達成するうえで有益であると考えられるものである。<sup>11</sup>

《キーワード》 福祉型信託

福祉型の民事信託は、年少者、高齢者あるいは知的障害者等を受益者<sup>12</sup>として財産の管理や生活の支援等を行うことを目的とするものである。この種の信託の多くは、財産管理のできない認知症の配偶者や高齢者、障害をもつ子（受益者）のために、本来、贈与・相続させる財産を、信頼できる堅実な受託者に託し、これを管理してもらうとともに、受益者に必要な給付（生活費や病院代等の支払い）をしてもらうしくみのものである。

11 寺本昌広「信託法改正要綱試案の概要」別冊 NBL104号（信託法改正要綱試案と解説）16頁。

12 寺本・前掲（注6）256頁・316頁。

●編者・執筆者紹介●

〈編者〉

一般社団法人民事信託推進センター

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-16-13

ランディック日本橋ビル3階

URL <http://www.civiltrust.com>

〈執筆者〉（執筆順）

遠藤英嗣（えんどう・えいし）

弁護士（遠藤家族信託法律事務所）、株式会社野村資産承継研究所研究理事  
第1章Ⅰ～Ⅲ担当

中島礼子（なかじま・れいこ）

税理士、株式会社野村資産承継研究所主任研究員  
第1章Ⅳ担当

星田 寛（ほしだ・ひろし）

公益財団法人公益法人協会専門委員  
第2章担当

山崎芳乃（やまざき・よしの）

司法書士（こすもす司法書士法人）  
第3章Ⅰ担当

谷口 毅（たにぐち・つよし）

司法書士（つばさ司法書士事務所）  
第3章Ⅱ担当

編者・執筆者紹介

**宮本敏行**（みやもと・としゆき）

司法書士（司法書士法人芝トラスト）

第3章Ⅲ担当

**山北英仁**（やまきた・ひでひと）

司法書士（合同事務所ジュリスター・インターナショナル）

第3章Ⅳ担当

**金森健一**（かなもり・けんいち）

弁護士（弁護士法人中村綜合法律事務所）、ほがらか信託株式会社常務執行役員

第4章Ⅱ担当

**山中眞人**（やまなか・まさと）

弁護士（日本国および米国ニューヨーク州）（バーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業））

第4章Ⅲ担当

# 有効活用事例にみる民事信託の実務指針

---

平成28年6月29日 第1刷発行

定価 本体3,200円+税

編者 一般社団法人民事信託推進センター  
発行 株式会社 民事法研究会  
印刷 株式会社 太平印刷社

---

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

---

落丁・乱丁はおとりかえします。

ISBN978-4-86556-096-1 C3032 ¥3200E

カバーデザイン：関野美香